

尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業業務委託に係る
公募型プロポーザル方式募集要領

1 主旨・目的

ひとり暮らしの高齢者等（以下「利用者」という。）が、在宅での事故等に緊急通報装置を用いて受信センターに通報し、出動員の駆け付け等により当該利用者の救助対応等を行う。加えて、24時間対応の健康相談や定期的な安否確認等を通じて利用者の見守りを行い、日常生活の安心・安全を確保する。そのために、豊富な情報・経験・知識などを有し、業務遂行能力の優れた委託候補者を公募型プロポーザルで選定する。

2 概要

(1) 業務名称

尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業

(2) 選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容、プレゼンテーション、提案価格等の審査基準をもとに総合的に評価・審査し委託候補者を選定する。

(3) 業務内容

別紙「尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 事業期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 提案限度額

1ヶ月1台あたり	固定電話型	1,800円（税抜き）（契約は単年度毎に行う）
〃	携帯電話型	2,500円（税抜き）（〃）

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿（令和5年度）に登載されていること。
- (3) 本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）ではないこと。
- (6) 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。

(7) 他の地方自治体において、本委託業務と同等又は類似した業務を履行した実績があるなど、十分な業務遂行能力を有しており、適正な執行管理体制を確立していること。

※上記の参加資格の確認基準日は参加申込書の提出日とし、確認基準日以降、契約締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合は、失格とする。

4 プロポーザルの全体日程

(1) 公示	令和6年1月10日(水) (尼崎市のホームページへの掲載による)
(2) 質問受付締切	令和6年1月17日(水)
(3) 質問回答	令和6年1月24日(水)までに市のホームページで回答する他、参加者へメールで回答を行う
(4) 申込締切(書類提出期限)	令和6年1月31日(水)午後4時まで
(5) プレゼンテーション(審査)	令和6年2月8日(木)
(6) 結果通知	令和6年2月中旬予定
(7) 契約締結時期	令和6年3月中旬予定
(8) 業務開始	令和6年4月1日(月)

5 応募手続

(1) 質問受付及び回答

本プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、別紙「質問票」(様式第4号)に内容を簡潔に記載し、次のとおり提出すること。また、質問書を提出したときは、事故防止のため、必ず電話で提出した旨の連絡をすること。

① 提出期限 令和6年1月17日(水)午後5時30分まで(必着)

② 提出方法 電子メール

担当課：尼崎市役所 福祉局 福祉部 高齢介護課

アドレス：ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

電話番号：06-6489-6356

③ 回答方法 令和6年1月24日(水)までに質問を一覧表にして、市のホームページに回答を掲載する。また、参加者には一覧表及び回答をメールで送付する。

(2) 提出書類及び提出部数

参加申込書(様式第1号)	1部(原本)
企画提案書(様式任意)(※1)仕様書の順に作成すること	9部(原本1部、写し8部)
価格見積書(様式第2号)	1部(原本)
過去の業務実績調書(様式第3号)	1部(原本1部、写し8部)
業務推進体制(様式任意)	9部(原本1部、写し8部)
会社概要(様式任意)(※2)	9部(原本1部、写し8部)

(※2) ※貴社の経歴や事業概要を明記し、尼崎市以外の自治体における同種の業務等の実績がわかる資料を添付すること。(パンフレット等を用いることも可)

(3) 書類提出期限等

提出期限 令和6年1月31日(水)午後4時まで(必着)

提出場所 尼崎市役所福祉局福祉部高齢介護課(市役所北館3階4番窓口)

提出方法 原則、持参によること。郵送の場合は上記期限を必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法を用いること。

6 審査について

(1) プロポーザルの審査

本市が別に定める市職員により組織する「尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業に係る契約候補者選定会議」(以下「選定会議」という)において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション(ヒアリングも含む。)の内容をもとに選定委員が審査基準に基づき審査・評価し、選考する。

審査日時：令和6年2月8日(木) ※詳細は別途通知を行う。

- ・提案者は、企画提案書と応募書類に沿ってプレゼンテーションを行うこと。
- ・プレゼンテーションは本業務の担当者又は責任者が行うこと。また、提案者からのプレゼンテーションの出席者は、上限3名とする。
- ・プレゼンテーションの時間は1者あたり20分とし、その後選定会議委員からの質疑応答(15分程度)を行う。
- ・プレゼンテーションは提出書類を用いて行うこと。また、パワーポイントでの説明等、プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出ること。

(2) 委託候補者の選定

評価得点の総合計が6割以上かつ最も高い評価を得た提案を行った提案者を委託契約候補者として選定する。また、提案者が1者のみの場合であっても、同様に選定する。

ただし、評価得点の総合計が6割以上でない場合又は極端に低い項目があるなど、受託事業者として求められる水準に達していないと判断される場合は、委託契約候補者として、選定しない。

※最高得点者が複数あった場合は、選定会議の議決により委託契約候補者を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は参加申込者全員に文書で通知する。また、本市ホームページにおいて公表する。

※選考の理由、選考結果に対する問い合わせや異議等には一切応じない。

(4) 審査基準について

別紙「審査基準」を参照すること。

(5) 失効及び無効

- ① 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

7 契約について

委託契約候補者選定後、担当課が必要と判断した場合には、企画提案の内容について協議を行うこととする。その場合は協議が整い次第、速やかに契約締結の手続を行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

8 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 審査書類提出から契約提出までの間に欠格事項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 参加申し込み後、辞退する場合は文書にて連絡すること。(様式任意)
- (5) 本件に係る予算が成立しない場合は、市は契約を締結しない又は解除することができる。
なお、これに伴う応募者の損失について、市は損害賠償の責を負わないものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 問い合わせ先

尼崎市 福祉局 福祉部 高齢介護課

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23-1 北館3階

担当：有山・森

電話番号：06-6489-6356

FAX 番号：06-6489-6528

アドレス：ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp